

くらし

くらし

## ひまわり相談室

法律

## 無料装い高額請求

Q 携帯電話で「無料『着うた』」と書かれたサイトを見つけ、興味があった曲名をクリックしたところ突然、「登録ありがとうございます」「1万円を7日以内に振り込んでください」と表示されました。登録や購入のつもりはなかったのですが、料金を支払わなければいけないのでしょうか。

が横行してしま  
す。

質問のような

場合、利用者は

曲名をクリック

クしただけであ

り、「着うた」

をお金を払っ

て購入しようと

していなかった

わけですから、

民法上契約は

成立していません

てメールを送信すると、自分の  
アドレスを相手に知らせること  
になりますので、絶対に返信し  
ないようにしましょう。

もし誤ってメールを送ってし  
まい、そのメールアドレスに対  
して料金支払い請求が多数送ら  
れてきたとしても、同様に支払  
い義務はありません。

ただ、ワンクリック詐欺にも  
さまざまなバリエーションがあ  
りますし、しつこく請求される  
場合もあります。不安に思う場  
合には、弁護士にお問い合わせ  
ください。

五十嵐勇弁護士(新潟市)

第2・4木曜掲載

025(222)5033(平

日午前9時~午後5時)。

問い合わせは県弁護士会、

025(222)5033(平

日午前9時~午後5時)。

不安に思っ

そのための、料金の支払いを求

める表示があっても、支払い義

務はありませんので無視して

ください。

不安に思っ

そのための、料金の支払いを求

める表示があっても、支払い義

務はありませんので無視して

## 支払い義務なし無視を

A 近年、「着うた」や待ち

受け画面を無料で取得できるか

のように装い、曲名や画像をク

リックすると、「登録完了」な

どと表示し、料金の支払いを求

める悪質な「ワンクリック詐欺」

ん。

そのための、料金の支払いを求

める表示があっても、支払い義

務はありませんので無視して

ください。

不安に思っ

問い合わせは県弁護士会、  
025(222)5033(平  
日午前9時~午後5時)。